

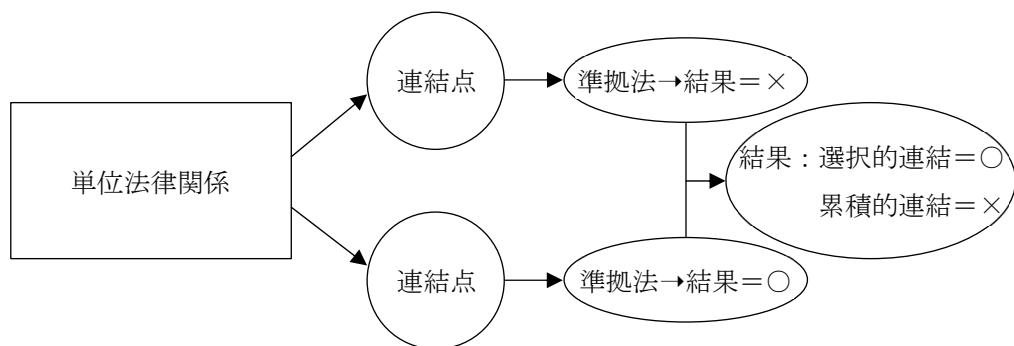
3 選択的連結

問題となっている法的問題が、複数の準拠法のいずれかで肯定されればよいとする連結方法。例えば、通則法 24 条 3 項、28 条 1 項、29 条 2 項、30 条 1 項、34 条などで採用されており、身分関係の成立を容易にする趣旨である。

4 累積的連結

ある法律関係に複数の法律が準拠法として累積的に適用される連結方式である。

例えば、通則法 29 条 2 項後段、31 条 1 項後段で採用されている。準拠法が累積的に適用される結果、法律行為を成立させにくくすることに主眼がおかれていている。



第2. 重国籍・無国籍

《法の適用に関する通則法》

(本国法)

第 38 条 当事者が二以上の国籍を有する場合には、その国籍を有する国の中に当事者が常居所を有する国があるときはその国の法を、その国籍を有する国の中に当事者が常居所を有する国がないときは当事者に最も密接な関係がある国の法を当事者の本国法とする。ただし、その国籍のうちのいずれかが日本の国籍であるときは、日本法を当事者の本国法とする。

2 当当事者の本国法によるべき場合において、当事者が国籍を有しないときは、その常居所地法による。ただし、第 25 条（第 26 条第 1 項及び第 27 条において準用する場合を含む。）及び第 32 条の規定の適用については、この限りでない。